

家庭児童相談係のご案内



無理のない子育てを一緒に考えます。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

こども未来課 中間市役所本館3階
月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）
相談時間 9:00～17:00
☎ 246-3515

秘密厳守・匿名可能

【相談・支援】

中間市在住の18歳までの子どもについて、養育上の悩みや家庭の問題など、さまざまな相談に応じ専門機関の紹介も行っています。

【ショートステイ】

一時的に、子どもの養育が困難なとき、児童養護施設や乳児院で7日間を限度にお預かりします。なお、要件によっては、他の制度をご紹介することもありますので、一度、ご連絡下さい。世帯の収入に応じて利用料を負担していただく場合があります。

【子育て応援訪問】

就園していない子どもがいる家庭を対象に、家庭訪問をしています。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

しつけと体罰の違い

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばすなど子どもをサポートして社会性を育む行為です。身体に何らかの苦痛又は不快感を引き起こす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。

次の行為は、体罰です

- ・口で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・大切なものにいたずらしたので、長時間正座させた。
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- ・他人の物を盗んだので、罰としてお尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。。など

体罰等によらない子育てを

- ・子どもの気持ちを受け止める
- ・子どもの成長に応じた方法を考える
- ・子どもの環境を変えてみる
- ・親がお手本を見せる。。。など

子どものよいところは
どんどん褒めましょう。
できたことだけでなく
がんばったことも
褒めましょう。



身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞めるなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触らせる又は触るなど

連絡は匿名で行うことも可能です。

連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【休日や夜間の相談】

- 宗像児童相談所 ☎0940-37-3255
（24時間対応）
- 相談専用ダイヤル ☎0570-783-189
（24時間対応・有料）
- 虐待対応ダイヤル ☎189（いちはやく）
（24時間対応・無料）最寄りの児童相談所につながります。一部のIP電話からはつながりません。
- 警察署 ☎110

